

広島県告示第五百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団福匡会奥坊クリニク	福山市西桜町一丁目六一	奥坊クリニク	福山市西桜町一丁目六一	平成一八年四月一日
医療法人ほほえみ会	呉市中通二丁目一三七	クリニクほほえみ呉	呉市中通二丁目一三七	平成一八年一月一日
小島 健作	広島市安佐南区祇園四丁目八一五	小島クリニク	広島市安佐南区祇園四丁目八一五	平成一九年一月一日